

令和4年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

令和5年3月28日（火）

開会 10時00分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○	/	
委員 松 尾 拓 也	○	/	教育長職務代理者
委員 根 本 壽 夫	○	/	
委員 坪 田 清 美	○	/	
委員 鈴 木 里 美	○	/	

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長（扱文化財課長）	蛭 谷 学 俊
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	高 橋 真
総務企画課長	東 薫
学校教育課長	森 本 栄 樹
教育支援課長	鈴 木 昌 裕
市民図書館副館長	岩 城 千 恵
社会教育課長（兼公民館長）	斉 藤 晶
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
厚田生涯学習課長	吉 田 卓 己
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
総務企画課総務企画担当主任	西 山 知 子

○傍聴者 0名（非公開）

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

- 議案第 1 号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
- 議案第 2 号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩市教育委員会規則の制定について
- 議案第 3 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第 4 号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について
- 議案第 5 号 石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の一部改正について
- 議案第 6 号 石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について
- 議案第 7 号 スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の制定について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

- ① 令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

日程第 5 その他

日程第 6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長)

ただいまから、令和 4 年度教育委員会会議 3 月定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長)

日程第1 会議録署名委員の指名ですが、根本委員にお願いいたします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長)

日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第1号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長)

議案第1号「石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」事務局から提案説明をお願いします。

(東課長)

私から議案第1号「石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

議案書の1ページ及び議案資料の1ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、規則第1条に規定する「目的」及び第3条関係の職種別基準表について所要の改正を行うものです。

はじめに、第1条に「別に定めるもののほか、」という文言を加えておりますが、これは、本規則から独立して個別に制定している規則を指しており、先日の臨時会で議決をいただきました「部活動の指導員」や「外国人学習指導員」の規則がこれに当たります。

次に、第3条関係の別表、職種別基準表ですが、これは、職種に応じた必要な資格と報酬の基準を定めているものです。今回は、この表に「事務員」を加える改定になりますが、想定しているのは、再任用期間が満了した職員が引き続き会計年度任用職員として勤務する場合であり、これまでは、そうしたケースがありませんでしたが、令和5年度において生じることから定めるものです。

なお、施行日は、令和5年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明がありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(松尾委員)

ただいまのご説明で漏れていたような気がするのですが、今回の改正では、特別支援教育相談員の号俸も上がるという理解でよろしいでしょうか。

(東課長)

説明の漏れがあり申し訳ございません。ご指摘のとおり、報酬の上限を変更するという改正も含まれています。

(松尾委員)

これまでの、上限37号俸が53号俸に上がるということですが、どれくらいの変更になって、どのあたりを狙っているのかということと、事務員という職種が新しくできますが、今想定しているのは再任用終了後の会計年度任用職員とのことです。基礎号俸が1号俸で上限が37号俸ということで、相当差がありそうですが、これは、別の職種も今後想定されるというような理由からでしょうか。

(鈴木課長)

ただいまのご質問のうち、私からは「特別支援教育相談員」についてご説明いたします。

この度の号俸の引き上げによって、給与水準は現行の月額15万575円から改正後は16万7千114円に引き上げとなります。

特別支援教育相談員という職務についてですが、小学校に就学する前に、特別支援の観点から教育相談と知能発達検査をしております。検査につきましては、民間の検査機関の田中ビネーという検査になりますが、この検査は困難性・特殊性を必要としますので、専門職として担っていただいているという背景があります。

今回引き上げる理由ですが、令和3年度におきましては特別支援の正職員が配置されていたのですが、その者の退職に伴い、令和4年度は当該相談員が知能検査を新たに担っています。当課には教育支援主事というもう一つの職種があり、この者も知能検査という特殊性を持った業務を行っていることから、給与の水準を同等の号俸に引き上げたということであり、さらには、職員に対して、業務の特殊性や専門性が発揮された際に、適正な評価をすることによってモチベーションの向上につなげる狙いもあります。

(東課長)

私からは、2点目の事務員の報酬の基準に関する考え方についてお答えいたします。現状では、事務補助員という職種を適用することになりますが、これだと、通常私共が任用している公務補や事務生など、月額15～16万円の方にも満たない水準だったことから、その方たちと遜色がないような枠を備えなければならぬという考えから規定するものです。

(佐々木教育長) ほかにご質問はございませんでしょうか。

(坪田委員)

改正案には規則の番号が記載されていませんが、後ほど記載されるのでしょうか。

(東課長)

そのとおりです。本日お示しした原案を可決いただきましたら、それぞれ附番することになります。

(佐々木教育長)

ほかにご質問はございませんでしょうか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、議案第1号については原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第1号については原案どおり可決しました。

議案第2号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩市教育委員会規則の制定について

(佐々木教育長)

次に、議案第2号「個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩市教育

委員会規則の制定について」事務局から提案説明をお願いします。

(東課長)

私から議案第2号「個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩市教育委員会規則の制定について」ご説明いたします。

議案及び資料とも2ページをご覧ください。

本規則は、令和3年5月の個人情報の保護に関する法律の大幅な改正に伴い、これまで各地方公共団体が定めていた「個人情報保護条例」に基づく事務を全国的に共通のルールで取り扱うこととなったため定めようとするものです。

制定する条文が簡潔であり、追加資料として、本日市長部局で定める予定の案をお配りしております。

ご覧のとおり、具体的な個人情報の保存方法や開示に関する事務処理について、様式を含めて定める内容となっております。

教育委員会で制定する規則は、別に定めるものを除き市長部局の例により処理することを定めます。

今回の法律が整備された背景としては、個人情報の取り扱い方法が民間と自治体で異なっている部分があり、そこに不均衡などが生じているのではないかとこのことを踏まえて、国が一括して法律を定めたものです。

施行日は令和5年4月1日としており、併せて、個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則は廃止するという内容になっています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明がありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(松尾委員)

市長部局の規則については、今すべて理解できる内容ではないですが、これは、市民に対してではなく市役所内部の決め事ということだと理解しています。したがって、職員向けにどの程度分かりやすい資料を用意すべきかということかと思いますが、規則の本文を見ても理解は難しいかと思いますが。

これは、教育委員会ではなく市長部局に言うべきことかと思いますが、もう少しわかりやすい資料を別途作るべきだと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

(東課長)

個人情報の取り扱いについては、これまでも、マニュアル化されたものが庁内の電子掲示板に掲載されておりましたので、おそらく、DX担当において新たなマニュアルを準備しているものと考えます。

(松尾委員)

参考として、完成したマニュアルを提供いただければと思います。

(東課長)

承知しました。

(佐々木教育長)

規則本文に、別に定めるものという記述がありますが、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。

(東課長)

確認の上、後ほどご説明いたします。

(佐々木教育長)

わかりました。ほかにご質問はございませんでしょうか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、議案第2号については原案どおり可決ということによりよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第2号については原案どおり可決しました。

議案第3号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(佐々木教育長)

次に、議案第3号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」事務局から

提案説明をお願いします。

(森本課長)

それでは、議案第3号についてご説明いたします。

この規則の改正につきましては、大きく3点ございます。

1点目は、令和4年8月末の学校教育法施行規則の改正を受け、学校内で研修の中核的な役割を担う研修主事を校長が必要と認める場合に置くことができるように改正するものです。改正条項で申し上げますと、第4条の2第9項になります。併せて別表第1にそれぞれ研修主事を追加するものです。

2点目は、教諭及び事務職員の標準的な職務を明確化するという事で、第6条の6に項目を新設しまして、ここに教諭と事務職員の標準的な職務内容を教育長が定めるとしたものでございます。この背景ですが、平成31年1月の中央教育審議会において、学校における働き方改革について答申が出されており、それに沿って、令和2年7月の文科省通知に基づいて整備するものでございまして、石狩管内統一して令和5年4月付けで整備するというものでございます。

次に3点目ですけれども、1年単位の変形労働時間制の導入に伴う改正でございまして、第28条を一部改正しまして、第29条の2に規程を追加するというものでございます。この1年単位の変形労働時間制についても石狩管内統一して令和5年4月から導入するものでございます。内容的には、週の労働時間の増減分を1年間トータルして均していくというものでございます。例を挙げますと、例えば4月、5月の学校が忙しい時期に、若干多く勤務時間を設定しまして、その多く勤務した時間を例えば夏休みなどの長期休業期間にまとめて休むことが可能となるというものでございます。その他の条項につきましては、文言の整理など規定の整備を行うものでございますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思っております。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明がありました議案第3号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(松尾委員)

これも、先ほどと同じような質問で恐縮ですが、**「規則が変わりました」という条文だけではなくて、各学校だとか現場の先生方に向けた説明の資料的なものはご用意されるのでしょうか。**

(森本課長)

例えば、変形時間労働制というのは、教員の働き方に大きく関わってくるものですので、校長会で説明する際などには、具体的な例を示した資料をご用意しています。規則の内容を見ただけでは難しいところについては、関係機関から出されているパンフレットがなども利用しながら、知らしめていくということ考えているところでございます。

(松尾委員)

条文とそういったわかりやすい説明資料は、基本的にはセットになっているものと考えています。以前は、何か大きく変わるときは、そうした補足の説明資料も併せて参考資料として配布いただいていたと記憶しています。そこに基づいて我々もご意見申し上げたりしていたしましたので、できれば、この場で併せてご提示をいただいた方が我々も分かりやすいし、周知するときの注意点などもご意見申し上げられると思いますので、今回は仕方ありませんが、今後ご配慮いただければと思います。

次に質問ですが、研修主事という方を新たに必要に応じて設けることができるということになるのかと思いますが、具体的にどこかの学校で実際に設置されさそうだという見込みなどがあれば教えていただきたいのと、第7条の校務の分掌ですが、教育長が定める事項を参考にして校務分掌を定めると書いてありますが、これはどういうふうになっている物なのか教えていただければと思います。

(森本課長)

まず、研修主事ですけれども、学校ではいろいろな研修が行われておりますが、令和4年8月の法律改正を受けて、実際に学校に配置されているかという状況につきましては、現時点で把握しておりませんので、ご了承願いたいと存じます。

2点目の教育長が定めるというものでございますけれども、教諭、事務職員の標準的な業務につきましては、おそらく中教審の答申が出るまでは、漠然と教諭はこうだ、事務職員はこうだというのが決められていたと思うのですけれども、働き方改革の取り組みにおいて、それぞれしっかりと定めていかなければならないということが背景にあり、その具体例を教育長が定めて、学校が決めていくというものになろうかと思えます。例えば、教諭の標準的な職務内容といたしましては、教育課程及び学習指導に関すること、また、生徒指導や進路指導に関すること、これについては、例えば「生徒指導については企画運営の体制を整えること」などを標準的なものとして定めていく。また、事務職員にあっては、学校の財政財務に関することとして、学校予算の編成であるとか、

学校の管理運営に関すること、情報管理という部分では個人情報の保護であったり、それぞれの職務の内容を具体的に標準的職務として定めていきまして、学校がそれを基本に定めていくというものになるところです。

松尾委員がおっしゃったように、詳細な資料がありませんので、次回以降は、そういう資料もセットで出していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(松尾委員)

わかりました。

(佐々木教育長)

研修主事についてはですね、一応、法律でも「置くことができる」となったものです。教員の免許更新制が無くなって、代わりに研修に努めなさいとなったものですから、それを受けた規定なのですけれども、制度はこれからスタートするので、どういう場合だったら研修主事を置いた方が良いというような相場観がまだまったくないので、本市においても、とりあえず「置くことができる」という規定だけ設けておいて、相場観が出てきたら、それに応じて校長に判断してもらおうという考えです。

(根本委員)

主幹教諭が増員されたような感じで、研修主事も加えられるということなのでしょう。そうではなくて、担任外が、いわゆる教員が増えるということなのでしょう。

(森本課長)

実際の教員の数が増えるわけではございませんので、今いる先生方の中から任命するということになるのかなと考えているところでございます。

(根本委員)

ということは、兼任するから、人員が増えて楽になるということではないのですね。ちょっと残念です。

専門に研究していくように人員を増やせれば良いと感じますが。

(佐々木教育長)

ほかにご質問・ご意見はございませんか。

(坪田委員)

変形労働時間制なのですが、例えば、週40時間以上になったら残業手当をつけなければならないのですが、4月から5月は忙しいので、45時間、50時間勤務しても残業はつけないで、それを夏、冬、春休みのところでその分を減らすということで、残業手当がつかなくなる方向というような考え方なのでしょうか。

(森本課長)

そのとおりです。例えば、週の勤務時間である38時間45分を超えた時間について、このへんの制度設計的には、深夜勤務はだめだとか、年間で何時間というのが、この後の議案で出てきますけれども、一定程度の上限、キャップはございますけれども、基本、残業代分は、例えば、夏休み、冬休みにまとめて週休日として取れば時間外は出ないのですが、おそらく労働基準法では、週の労働時間を超えた「割り増し」というのがあります。たぶん0.25パーセントぐらいだと思いますけれども、その分は時間外で、時間帯によって1.25パーセントとか1.3パーセントとかありますが、その分として0.25パーセント分が時間外で出るような形になると思います。

(坪田委員)

残業代を出すのですか。出してしまったら変形労働時間制にならないと思いますが。

(高橋次長)

教職員の勤務を定めている給特法というものがございます。これは、調整額という考え方で、一般の公務員の方よりも4パーセント給料に上乘せされています。これによって、教職員には超過勤務手当は出さないという仕組みがこれまで続いています。ですから、我々はどれだけ残業しても手当は出ないのです。そこが今、働き方改革と同時に問題になっているところです。

(松尾委員)

残業手当としては出ないけれども、勤務時間として少し、上がったたり下がったりするところをここで均しましょうということですよ。金額の話ではないですよ。

(坪田委員)

やってもやらなくても、最初から4パーセント分が上乘せされているということですよ。そうであれば、変形労働時間制を導入しなくても良いような気

がするのですが。

(松尾委員)

時間外が飛び出して見えるので、年間通せば、これくらいの枠に収まりますよということをやりたいということですよ。

(佐々木教育長)

忙しい時期とそうでない時期がはっきりわかっているところであれば、忙しい時期は勤務時間を長くして、暇な時期にその分休暇を取得するようにした方が、働き方の選択肢が広がるのではないかという考え方に基づいた制度だと思います。

(松尾委員)

通常であれば、これに加えて、時間外手当の支給もあるからわかりやすいのでしょうかけれども、先生方はそういう制度ではないのが分かりづらいと思います。

(坪田委員)

年間の勤務時間をおしなべたときに週38時間45分以内に収まるようにということですね。

(高橋次長)

忙しい時期は、どうしても週の勤務時間を超えてしまうので、その分を夏休みや冬休みなどの回復しやすい時期に休むことでトータルして均すという考え方です。

(坪田委員)

そもそも今までは、月の勤務時間を管理していたのですか。

(高橋次長)

タイムカードなどを用いて、客観的に勤務時間を把握するように制度化されたのは令和3年からだったと記憶しています。令和元年くらいから手作業での集計が始まったのですが、それも大変な業務負担でした。それ以前は、まったく管理していませんでした。

(蛭谷部長)

高橋次長からお話がありました、給特法・給特条例については各都道府県で設けておりますが、この背景というのは、私たち地方公務員は管理職が勤務命令を出して従事するのですが、学校現場にはそういう仕組みがなく、先生方が自発的に授業の準備などで時間外勤務をしてきたわけです。学校現場では、一般の公務員のように時間計測がなじまないために、本給に一定の割合を乗じる「調整額」という形で全体を評価してきたのですが、現在の学校現場は保護者対応など、純粋に子どもたちに授業を教える以外の業務が増え、それが、訴訟に発展するケースもあるのですが、判例でも制度の根幹を覆すというところまでは進んでいません。こうした状況の中で、給特法・給特条例を生かしつつ、働き方改革の中で、今回の改正もそうですが、ある程度長期休業期間と学校運営時の先生方の働き方の濃淡を調整しようということです。

ただし、現実的には、これによって先生方が置かれている多忙感が解決するということではないのですが、今までの経過から、国においても制度を改善する動きを見せており、例えば、部活動の見直しもその一環と言えます。

そういう意味では、単純に時間外手当の問題ということだけではなく、そうした経緯の中で今回改正させていただくということです。

(坪田委員)

そうすると、実際の運用では、4月に10時間超過勤務しました、5月も10時間超過勤務しましたという場合、自分でその時間を管理して長期休業中に20時間減らすということをするのでしょうか。

それとも誰かが管理するのでしょうか。

(森本課長)

校長が管理することになろうかと思います。

(坪田委員)

忙しい時期は、全員に変形労働時間制を適用するのでしょうか。

また、実績を報告するだけで良いのでしょうか。

(佐々木教育長)

個々の教職員が事前に申し出をすることになると思います。

(坪田委員)

自分で計画を立てて、それに基づいて勤務するということですね。

(松尾委員)

前年度の傾向などから計画を立てて、それを目安に、働く時間を調整するのではないかと思います。

(根本委員)

何か小手先な感じがします。校長に認めてもらうための書類づくりなど、わざわざ面倒なことを増やしているようで、不安を感じます。

(佐々木教育長)

その点について、文科省もこれで働き方改革が進むとは思わないと言っています。ただし、働き方の選択肢を広げるということでは意味があると言っています。

(根本委員)

書類を作るのが面倒だから、この制度は利用しないという教員も出てくると思いますし、実際、そういう教員は多いと思います。

(佐々木教育長)

おそらく、この制度があってもほとんど使われないのではないかという見方をしている人は多いです。こういうことも含めて、あの手この手といろいろ試してみて、効くものも効かないものもあるけれども、少しでも先生方の働き方を変えていきたい、そういう姿勢の表れだろうと受け止めています。

(佐々木教育長)

ほかにご質問・ご意見はございませんか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、議案第3号については原案どおり可決ということによりましょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第3号については原案どおり可決しました。

議案第4号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について

(佐々木教育長) 次に、議案第4号「石狩市立学校通学区域規則の一部改正について」提案願います。

(森本課長)

議案第4号についてご説明いたします。

資料は7ページからになります。今回の改正は、様式の名称と体裁を変更するものです。

児童生徒が就学する学校は、市内それぞれの区域において決められておりますが、理由によっては保護者の申し立てにより就学先を変更することができます。また、これとは別に区域外就学といいまして、特別な事情で近隣の自治体から本市の学校に通学することも可能となっています。従前、これらの申請は別々の様式で行われてきましたが、保護者の利便性を考慮して、一つにまとめようとするものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第4号につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(松尾委員)

今のご説明ですと、指定外就学は市内における通学先の変更、区域外就学は市外からの児童生徒の受け入れということで理解してよろしいでしょうか。

(森本課長)

そのとおりです。

(松尾委員)

そうであれば、これまでは別々の申請書であったものを1つにまとめるということになると思いますので、新旧対象表の改正前には2つの様式があるべきだと思いますが、学校指定変更の様式のみというのはどうしてでしょうか。

また、参考までに、指定外と区域外の申請はそれぞれどれくらいの件数があって、そのうち許可になったものと不許可になったものの件数について、わか

れば教えていただきたいと思います。

(森本課長)

これまでは、区域外の様式を定めておらず、指定外の様式を任意で使用しておりましたが、あまり好ましくないことから明確に定めることとしたものです。

次に件数についてですが、手元に資料がありませんので正確な数字はお示しできませんが、市内の通学先変更の件数は、年間数十件程度はあろうかと思えます。区域外の件数については、それほどございません。

(松尾委員)

後日で構いませんので、件数などの実績について教えていただきたいと思えます。単に件数だけではなく、その背景にあるもの知ること、今後のことについて考えた方がいいのか、どういうニーズがあってそういう申請が出るのか、また、不許可になるのはどういう場合なのかということをお教えいただければと思えます。

(佐々木教育長)

ほかにご意見・ご質問はございませんでしょうか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、議案第4号について、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第4号については原案どおり可決しました。

議案第5号 石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長)

議案第5号「石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規

則の一部改正について」提案説明願います。

(森本課長)

議案第5号についてご説明いたします。資料は12ページです。

本改正は、第4条第2号に引用している法律の条項番号に変更を加えるものですが、この背景につきましては、公務員の定年が来年度の退職者から1年ずつ延長されていき、経過措置を経て最終的に65歳まで延長されるものでございます。改正前につきましては、現在定年が60歳ですので、60歳以降に再任用される方の規定でございまして、改正後につきましては、60歳過ぎますと定年延長か再任用かを選択できる形になりますので、実質的には、60歳以降の再任用の規定の条文ということで内容的には変わりありませんが、趣旨的には定年延長に伴い条項が変わるというものでございますので、その点も含めてご審議を賜りたいと存じます。

(佐々木教育長)

実質的な改正はないということですね。

そういうご理解のもとで、ご質問・ご意見等あればお願いいたします。

(松尾委員)

先日の勉強会でもお聞きしたのですが、「県費負担」というのは、法律用語でしたか。

(森本課長)

県費負担教職員という表現は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で定義されております。

(松尾委員)

わかりました。

(佐々木教育長)

ほかにご意見・ご質問はありませんでしょうか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、議案第5号について、原案どおり可決ということによろ

しいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第5号については原案どおり可決しました。

議案第6号 石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長)

次に、議案第6号「石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について」提案説明願います。

(森本課長)

議案第6号についてご説明いたします。資料は13ページです。

はじめに用語の定義ですが「教育職員」とは学校の先生を指します。

改正内容ですが、先ほどの議案第3号でも年単位の変形労働時間制の導入についてご説明いたしましたが、それに伴う改正となります。第2条のところですが、業務量の適切な管理等ということで、1ヶ月単位は45時間、1年だと365時間が上限の目安となっていますが、変形労働時間制が導入された場合には、1ヶ月が42時間、1年が320時間と少し少なくなりますので、その辺を含めてしっかり管理しなさいというものです。

下の第2条第2項につきましては、下線がたくさん引かれていますが、内容的には変わりません。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第6号につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(松尾委員)

条文に括弧書きされている「給特条例第9条第1項」の規定についてご説明ください。

(森本課長)

道の給特条例を見ておりますが、これにつきましては、変形労働時間制を導入するにあたって、長期休業期間に週休日を連続して設けることができる、要するに、年単位の変形労働時間制を導入することになると、当然長期休業期間に休みを割り振ることができるというのが、第9条第1項に記載されております。

(佐々木教育長)

ほかにご意見・ご質問はありませんでしょうか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、議案第6号について、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第6号について、原案どおり可決しました。

議案第7号 スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の制定について

(佐々木教育長)

次に、議案第7号「スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の制定について」提案説明願います。

(鈴木課長)

議案第7号についてご説明いたします。資料は15、16ページです。

今回、規則を新たに制定するのですが、この規則は、児童生徒の不登校、いじめ、児童虐待などの諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの設置に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条の（設置等）ですが、石狩市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを置くこと、第2項において、その配置につきましては、生涯学習部教育支

援課に置くとしております。

第3条の（職務）では、スクールソーシャルワーカーの職務として大きく5つの職務を掲げております。（1）問題等を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けに関すること。（2）問題等に関する保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供に関すること。（3）関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。（4）問題等に対応するための学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。（5）教職員等への研修活動に関すること。となっております。

第4条（任用）では、2つの区分に該当する者の中から任用することとしております。（1）社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、（2）教育又は福祉に関して専門的な知識及び技術を有し、過去に教育又は福祉の分野で活動経験の実績等がある者、としております。

第5条（給与）では、基本報酬の額は、月額23万4千円とするとしております。これは、大きな制度改正が含まれておりますので、少しご説明させていただきます。まず、現行のスクールソーシャルワーカーの給与、報酬の水準ですが、1級67号俸で、実際に勤務時間に応じた時間で積算しますと、月額17万4千449円という風な基準になっております。この度、5条で定める月額大きく2つの部分でご説明させていただきますと、まず、報酬を引き上げる背景についてですが、規則制定に関し検討するにあたり、3つの背景がございました。1つ目は、別途教育委員会に配置しておりましたカウンセラーをこの3月で廃止をするという手続きをとっております。それに伴って、新たにカウンセリングが必要な場合スクールソーシャルワーカーが一部そこを担っていくという、新たな職務の追加ということ。また、2つ目に、業務の専門性・特殊性ということで、国家資格または教育福祉の活動経験ということで、一定程度この経験が無ければ職務が務まらないような、そのような専門性・特殊性があるということ。また3つ目にそのような人材を確保するための観点、また、他の自治体との比較、これら総合的な観点から、この度、報酬を引き上げる必要があるとの判断をいたしております。

次に、23万4千円という額の水準ですが、他の自治体との比較におきまして、時間単価で比較した中で、現行の時間単価に直しますと1時間当たり1千5百円という金額を改定後は、時間単価2千円に引き上げ、それに勤務時間を乗じ、23万4千円に設定したという考え方でございます。

次に、第6条の（勤務日及び勤務時間）ですが、1週間につき29時間を超えない範囲で教育長が定めるとしてしております。

最後に、附則の2項で、規則改正を一部行っているのですが、スクールソーシャルワーカーの給与について、職種の基準号俸の上限について定めているも

のについて、この新たな規則で給与を定めるものですから、この部分を削除するというところを行っております。

説明は以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第7号につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(坪田委員)

16ページの改正前と改正後は逆になっていませんか。

(鈴木課長)

現在、石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則で定められているスクールソーシャルワーカーの給与の項目を削除するので、改正前に記載があり、改正後には削除されております。

その代わりに、今ご説明した新たな規則で定めるということです。

(坪田委員)

カウンセラーの規定があったと思うのですが、それは改正しないのでしょうか。

(鈴木課長)

カウンセラーについては規則ではなく要綱で定めておりますので、教育委員会会議の議案ではなく、内部の事務処理で廃止の手続きをいたします。

(坪田委員)

わかりました。

(佐々木教育長)

ほかにご質問はありませんか。

(鈴木委員)

議案第3条の(5)教職員等への研修活動に関することとありますが、今後、先ほどの議案第3号で説明のあった研修主事の方たちとの協力体制の構築について可能性はあるのでしょうか。

(鈴木課長)

校内に置かれる研修主事に関しては、学校全般に関して先生に対する研修という形になるかと思いますが、スクールソーシャルワーカーが教職員等に研修を行う場合には、校内にコーディネーターを指名していただき、その方と連携して、例えば、教職員に対してどのような研修が必要かということなどを検討いただくことになるとと思います。

(鈴木委員)

わかりました。

(根本委員)

スクールソーシャルワーカーは重要な役割を担うと思いますが、全校に配置されるのでしょうか。そうでなければ機能しないと思いますが。

(鈴木課長)

学校への配置ではなく、教育委員会に3名を配置することとしております。花川地区を例に申し上げますと、各中学校の担当者を決めて支援を行いながら、同じ校区内の小学校を概ね週に1回の頻度で定期的に訪問し、学校を拠点とした支援を行うという体制をとっております。

(根本委員)

私が学校に勤務していた時もカウンセラーが配置されていましたが、相当忙しくて、週に一度来校する程度でした。そのため、実質的に困った子供への手立てや学校の問題が解消できるかということ、焼け石に水という感じだったと記憶しています。実際、当時、不登校が長期間解消されない児童がいました。

すぐに増員させるということは難しいのかもしれませんが、今後 充実させていくような考えはないでしょうか。

(鈴木課長)

現在、花川地区を中心とした4つのエリアに対し3名を配置しています。増員について、現段階では考えておりませんが、不登校等により支援が必要な児童生徒が増えた際には、現状の人数が適正かどうか検証しながら検討していきたいと考えています。

(根本委員)

ご説明では、花川中、花川北中、花川南中、樽川中の4校に対して3名の配

置ということですので1名不足していますし、厚田区や浜益区はどうするのかという疑問もあります。今後の検討になるかと思いますが、各学校への支援の内容を管理・記録し、その蓄積されたデータを分析して効果が発揮されているのか検証することが重要だと思います。設置はしたけれど効果が無いということでは意味がありませんので、是非、業務内容の検証をしていただきたいと思います。

(鈴木課長)

先ほどは花川地区を例にご説明しましたが、実際には、派遣要請に基づいて厚田区・浜益区を含め、すべての学校を支援しております。参考に3名が年間で対応した件数を申し上げますと、令和3年度では522件となっており、不登校やいじめ、虐待など、それぞれ課題を抱えている児童生徒に対して福祉専門職として対応しています。

その結果、例えば、不登校については、取り組みの結果「解消できた・できない」ということを評価すべきなのか。不登校支援については、文部科学省でも「多様な学びの確保、多様な支援」という考え方を持っており、ふらっとくらぶとの連携などは、こうした考えに沿っているものと考えます。

不登校が長期化しますと、ひきこもりにもつながりますので、そうした子どもの自立に向けた課題を考えると、スクールソーシャルワーカーが関われない子どもをいかに少なくしていくかということが数値的な目標になると考えています。

(佐々木教育長)

ほかにご質問はございませんか。

(松尾委員)

今回の規則制定では、スクールソーシャルワーカーの週の勤務時間とそれに対する給与の号俸を定めるという内容だと理解しています。今回はこれでもいいと思いますが、今後、この方たちが実際現場に入って活動していく中で、例えば週29時間という枠を超えて勤務していただいた方が良いですとか、人数を増やす場合には、今までの方とは違う勤務形態が良いなど、いろいろな課題も出てくると思いますので、個人的な考え方としては、規則において単一の号俸や勤務時間を定めるというよりは、給与表を適用したり時間に幅を持たせたりする方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

(鈴木課長)

週の勤務時間につきましては、本市の会計年度任用職員の勤務条件と合わせて週29時間以内としております。給与につきましては、基準号俸と上限を定める規定も検討しましたが、今回定めようとする月額23万4千円を実現することが困難であったことから、月額を定める規定としております。

参考までに、市長部局で定めているカウンセラーの給与につきましても、号俸ではなく月額となっております。

(松尾委員)

ご説明については理解しました。

今回の制定についてはよろしいですが、こうした専門的な職種の方の任用については、全国的に様々な事例もあるかと思いますので、そうした情報も活用しながら、今後は制度設計していただければと思います。

明確に月額給与を規定すると、見直しの際などは毎回規則改正が必要となるなどのデメリットもあるかと思いますので、ご検討いただければと思います。

もう一点確認したいのですが、スクールソーシャルワーカーの資格について、先日の会議で公認心理士というお話もありましたが、今回は、規程に含めないのでしょうか。

(鈴木課長)

先日お話ししました公認心理士は、現在任用しているスクールソーシャルワーカーの中に、この資格を持っている者がいるということで紹介いたしました。この度の制定では福祉的な資格ということで、社会福祉士と精神保健福祉士としております。

(松尾委員)

わかりました。

(佐々木教育長)

ほかにご質問などございませんでしょうか。

(鈴木委員)

月額給与については時間単価を算出して他の自治体と比較したとのご説明でしたが、職務内容についても同様に比較されたかと思います。

今回定める職務については、他の自治体のスクールソーシャルワーカーの職務に加えてスクールカウンセラーの業務も担うという認識でよろしいでしょうか。

(鈴木課長)

職務に関しては、北海道教育委員会と札幌市教育委員会を比較対象としております。それぞれガイドラインを策定しており、職務も標準化されております。

両団体と本市が異なる部分といたしましては、北海道・札幌市が依頼によりスクールカウンセラーを派遣するのに対し、本市は、定期的に学校を訪問しながら支援する常駐型となっているところです。

給与の比較につきましては、常駐型であることを加味しつつ、また、今回廃止いたしますスクールカウンセラーの財源を活用するという事で給与月額を設定しております。

(鈴木委員)

アウトリーチ型の支援をされているということで理解いたしました。

先ほどのご説明の中で、年間522件の支援をされているということで、積極的に活動されていると感じました。また、不登校の児童生徒も増えているというご説明もありましたが、適応指導教室のふらっとくらぶの支援員も3名だったかと思しますので、今後、増員のご検討をしていただければと思いますし、スクールソーシャルワーカーのみならず、他の専門職の給与についても今後見直しを検討していただければと思います。

(佐々木教育長)

ほかにご質問などございませんでしょうか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、議案第7号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長)

次に、日程第3「教育長報告」を議題といたします。3月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りをしてございます資料をご覧いただき、報告に代えさせていただきます。ご質問等がございましたらお願いします。

(松尾委員)

まず、事務局の主な動きの方なのですが、3月2日の石狩教育局 安榮指導監との面談ですが、今後の動き等、我々が知っておいた方が良い内容があれば教えていただきたいと思います。また、9日に文化財保護審議会が開催されておりますが、こちらも、今後何か動きがありそうであれば教えていただきたいと思います。

(佐々木教育長)

はじめに、安榮指導監との面談ですが、指導監は、すべての学校を一度訪問して、今年新任の校長先生がいらっしゃる学校は2回訪問しています。1回目については10月に結果の報告を受けており、3月2日は、2回目の訪問を終えての報告を受けたところです。全体を見通して、教員が教え込む部分と子どもたちに活動させる部分をどのように組み合わせていくかというデザインが、まだできていない学校があるという指摘、また、市教委はAIドリルの導入を考えていますが、成績の下位層の子どもに、ただやらせるだけでは、できない問題が永遠にループする形になり、力をつけることに適さない場合もあるので、そういう場合は、先生が子どもの実態をよく理解して、個々に応じた支援をすることが必要である、という話がありました。

次に、文化財保護審議会については、蛭谷部長からご説明願います。

(蛭谷部長)

3月9日の文化財保護審議会は今年度2回目の開催となりました。

ここでの主な内容は、令和4年度の文化財課、資料館の事業内容の報告と、令和5年度の予算編成が終わったことから、今後の予定ということで計画等をお伝えしました。

今回、特に大きな動きとしては、会長から新たな文化財指定の動きがあっても良いのではないかという話があり、他の委員からも、文化財指定に向けての評価の仕方、課題はあるが、そういう動きは、本来、文化財課の役割であり、ここ数年指定されていないことから、新年度に向けて、いくつか候補を洗い出してもいいのではないかという意見がありました。公募の委員も含めて、石狩市は、厚田・浜益、旧石狩含めて、それぞれに地域性や歴史があり、後世に伝

えるべきものがたくさんあるのではないかという想いの委員もおられます。

新年度の事業については、一旦事務局で持ち帰ることとして、専門の学芸員職員もおりますので、どういったものが候補としてあるか検討することとしました。当然、物によっては個人の所有物もありますので、ご本人が指定を望んでいけば良いのですが、望んでいない場合は指定によって制約を受けることもありますので、そういったことも慎重に検討しながら、次回開催の時に候補をお示しできればということで会議を閉じております。

(松尾委員)

A I ドリルについてですが、これから伸びしろを持っているお子さんにとって使い勝手がフィットしていないということで、ケアが必要かなと感じました。

文化財保護審議会については、部長のご説明にあったとおり、文化財の指定については、所有されている方々にとっても魅力ある制度にしていく必要があると感じますので、宿題をいただいたという理解で、今後検討を進めていただければと思います。

(佐々木教育長)

ほかにご質問などございますか。

(鈴木委員)

3月5日の「親子で楽しむ公民館まつり」は、旧公民館から移転して初めての開催かと思えます。私も様子を見させていただきましたが、今までのサークルの交流の場としての公民館まつりからは少しスタイルを変えて実施されたように感じました。そこで、今後どのような形で取り組みをしていくのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

(斉藤課長)

今までは、旧公民館で活動していたサークルの数も少なかったもので、一堂に会して実施し、交流という形で実施できたのですが、学び交流センター移転後は、サークルの数が何倍にも増えていますので、建物の規模からも全体が一度に交流するのは難しいと感じています。このため、年度によっては、ピックアップするとか、参加希望の団体が分かれてきて、それが、一部であっても交流を深めていければと思っています。

現状では、一堂に会しての実施は難しいと考えています。

(鈴木委員)

わかりました。

地域を元気にしていくために、社会教育は重要な役割を担っているので、今後も充実していくように考えていけると良いなと感じました。ありがとうございました。

(佐々木教育長)

ほかにご質問などございませんか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようでございますので、教育長報告については了承ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、教育長報告については了承をいただきました。
以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長)

次に、日程第4 報告事項を議題といたします。

① 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

(佐々木教育長)

報告事項①「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」事務局から説明をお願いします。

(高橋次長)

資料に基づいてご報告いたします。

2ページをご覧ください。本調査の目的ですが、全国的な状況との関係において、本市の児童生徒の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、児童生徒の体力・運

動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することなどを目的に、全国の小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施しております。同じく2ページにありますとおり、本市では4月から7月の期間に小学校9校及び義務教育学校1校の5年生465名、中学校の2年生と義務教育学校の8年生491名が参加し、本調査を実施いたしました。

また、実技に関する調査につきましては、新体力テストによって行われます。その種目は、3ページに記載されております。

それでは、石狩市における調査結果に係る報告をいたします。資料の4ページをご覧ください。

体格と肥満度に関する調査の結果ですが、小学校の体格は男女とも全国平均とほぼ同様ですが、体重はやや上回っております。肥満児傾向の出現率は、男女とも全国平均より高い傾向にあります。特に、男子の出現率が26.0パーセントとなっており、全国平均を大きく上回っております。ちなみに、網掛けの項目は当該学年の全国平均を上回っている数値となります。

6ページをご覧ください。中学校ですが、男子は身長・体重とも全国平均を上回りましたが、女子は身長・体重とも下回っております。肥満児傾向の出現率は、男子は軽度の肥満の割合が高いことから全国平均を上回っておりますが、女子は全国平均を下回っております。

次に5ページをご覧ください。小学校の実技調査の結果です。男子は、8種目中4種目で昨年度を上回り、長座体前屈、反復横とび、ソフトボール投げの3種目で全国平均を上回っております。女子は、8種目中6種目で昨年度を上回っており、男子と同じく長座体前屈、反復横とび、ソフトボール投げの3種目で全国平均を上回っております。体力合計点では、男子は全道・全国と同様、女子は全道・全国を上回っているという結果になっております。

7ページをご覧ください。中学校の実技調査の結果です。男子は、8種目中2種目で昨年度を上回り、全国平均を上回ったのは握力のみとなっております。女子は、8種目中2種目で昨年度を上回り、標本数の少ない持久走のみが全国平均を上回っております。体力合計点は、男女ともに全道・全国を下回っております。

この資料にはないのですが、スポーツ庁でも今年度の体力・運動能力、運動習慣等調査の報告書を作成しておりまして、その中の記載事項に『令和4年度調査における体力合計点は、令和3年度調査に続き低下する結果となった。平成30年度までは、若干の回復もしくは維持の傾向が見られていたが、それ以降、再び低下傾向が見られている。この時期の再度の低下は新型コロナウイルス感染症まん延の影響も無視できないであろうが、社会全体が改めて体力向上に向けた取組の強化が求められる。』と書かれています。本市の報告書のグラフに

はありませんが、本市においても、小学校女子以外で令和元年から同様に体力合計点の低下傾向が見られているところです。

スポーツ庁の報告書では続けて、『さらに、低下傾向の要因として考えられる児童生徒の基本的な生活習慣に関しても、本調査で調査されている朝食摂取や睡眠時間は低下傾向が、スクリーンタイムは増加傾向が続いており、これらも含めて、改善に努めていかなければならない。このように取組の強化が求められる点がある一方で、1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合に関しては、いずれも昨年度比で増加が見られた。数値的には依然として令和元年度までの水準には達していないが、今年度の増加傾向は学校・家庭等の取組の成果と思われ、これまでの取組を継続していくことで子供の運動習慣の改善を持続的なものにできることが期待される。』と書かれています。この報告書の観点で、本市における児童生徒質問紙の調査結果を見ていきたいと思えます。

まず、10ページ、併せて17ページもご覧ください。

朝食の摂取について、「毎日食べている」と回答している割合は、小学校・中学校、そして男女とも、全国平均より低い結果となっております。昨年度との比較においても、小学校では同様の結果であり、中学校では、男子はその割合が少し増え、女子はその割合が減っています。

次に、「9時間以上睡眠をとっている」と回答している児童生徒の割合は、小学校・中学校、男女ともに全国平均を上回っております。

次にスクリーンタイムの状況ですが、「平日以外で、3時間以上テレビ・スマホ等のスクリーンを見ている」と回答した児童生徒の割合は、小学校・中学校、男女とも、今年も全国平均を上回っております。しかしながら、「スクリーンタイムが5時間以上になっている」と回答した児童生徒の割合は、小学校・中学校、男女とも前年度より減少しております。特に小学校において、前年度からの減少の幅が大きくなっておりまして、改善が見られているというふうに捉えております。今後もこのような傾向が続くよう、生活リズム調べ等の家庭と連携した取り組みを継続してまいりたいと考えております。

11ページと18ページをご覧ください。1週間の総運動時間についてですが、420時間以上の児童生徒は体力合計点が高いと言われております。本市の1週間の総運動時間の平均は、小学校男子が709.9分、女子が465.7分で、全国・全道平均以上となっているのですが、中学校の男子は658.4分、女子は440.4分で、全国・全道よりも低いという結果となっております。また、報告書には記載していませんが、1週間の総運動時間が420分を超える割合は、本市の小学校男子においては、58.8パーセントで全国・全道より高い割合となっており、女子は40.7パーセントで、こちらも全国・全道より高い割合となっております。しかしながら、中学校では、男子が71.7パーセント、女子は40.7パーセントで、

男女ともに全国・全道よりも低い割合となっています。

次に22ページをご覧ください。学校質問紙の結果です。学校全体で、「体育・保健体育の授業以外で、体力・運動能力向上のための取組をしていた」と回答した割合は、小学校・中学校、男女とも全国平均を上回っております。本市においては、1校1実践の取組を継続しておりますので、その成果と捉えております。また、「調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善を行った」と回答した割合も、全国平均を上回っており、この調査結果の活用が定着していると考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き学校や家庭において、運動やスポーツをすることの大切さを伝えるとともに、運動の楽しさを実感し、工夫しながら運動する習慣の定着に努めてまいりたいと考えております。体力の育成を目指した授業づくり、それから、放課後の運動の奨励、部活動指導の改善、そして、新体力テスト等の各種調査、規則正しい生活習慣の改善の取組など、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった、体力向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

(佐々木教育長)

ただいまの報告について、ご質問あればお願いいたします。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

質問等がないようですので、報告事項①を了解ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

日程第5 その他

(佐々木教育長)

次に、日程第5 その他を議題といたします。
教育委員の皆さまから何かございますでしょうか。

【なし】

(佐々木教育長)
事務局はいかがでしょうか。

(櫛引センター長)

令和5年2月8日水曜日、石狩市学校給食センターの検食時間において、献立のわかめスープを盛り込み中に底の方でジャリジャリと音がし、確認したところ、砂のようなものを発見しました。

このため、当該センターから配送先の13校すべてに電話連絡し、当該献立の喫食を中止しました。その後、納品業者から当該異物は、乾燥わかめに付着していた砂であるとの報告書が提出されました。

原因としましては、洗浄の工程でわかめに付着した砂を除去しておりますが、洗浄不足により除去しきれず、その後の工程においても発見除去できずに製品化されてしまったことによるものです。今後につきましては、さらに納品業者に対して指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

なお、わかめスープにつきましては、その代替品として2月27日月曜日に豆乳プリンを提供させていただいたところであります。

また、同日、市内中学校2年1組の生徒が、献立のビビンバ丼を盛り込み中に青い異物を発見したとの連絡がありました。学校給食センターでは、学校からの連絡を受け、青いビニール手袋片と思われる異物を確認しました。

その後、センターで調査を行いましたが、最終的に混入経路を特定するには至りませんでした。

一度の給食において複数の異物混入の事例を報告いたしましたが、学校関係者、また、教育委員の皆さまをはじめとする多くの皆さま方にご心配をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

私からは以上です。

(佐々木教育長)
ただいまの報告について、ご質問などあればお願いいたします。

(松尾委員)
今後、このような事故については、可能な限り書面で報告するということだ

ったと記憶していますが、資料が間に合わなかったのでしょうか。それとも、今回は扱いが異なるということでしょうか。

(櫛引センター長)

先の常任委員会において、某委員からそうした要望がありましたので、次回からは、こういった事例が起きた場合については、保護者に宛てた文書と同じものを前もって資料としてご用意させていただきますと答弁しております。

松尾委員のご質問については、教育委員会会議においても同じように書面で資料を提出していただきたいということでしょうか。

(松尾委員)

私たちのために、別に資料を作成いただく必要はありませんが、もしも、そのようなものがあるのであれば、参考資料として配布していただいた方が良いと思います。

(櫛引センター長)

それでは、次回から常任委員会と同様に資料を配付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(松尾委員)

よろしく願いいたします。

(佐々木教育長)

ほかに、ご質問などございませんか。

【質問・意見なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、その他を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、その他を了解いただきました。

日程第6 次回定例会の開催について

(佐々木教育長)

次に、日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。

次回については、4月25日 火曜日、13時30分からの開催を予定しております。よろしくお願ひ申し上げます。

閉会宣言

(佐々木教育長)

以上をもちまして、3月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもちまして、令和4年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

閉会12時21分

令和5年3月31日

教育長 佐々木 隆哉

署名委員 根本 壽夫